

# 平成29年8月1日から 新たに年金を

# 受給資格期間25年から「10年」に短縮。 受け取れる人が増えます！



市民課 国民年金課  
(内線 3111 ~ 3116)

老齢年金を受け取るためには、これまで資格期間が原則として25年以上必要でしたが、年金機能強化法の改正により、平成29年8月1日から資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになりました。  
※今回の資格期間の短縮は老齢年金が対象となり、遺族年金や障害年金の支給要件は変わりません。

## ケガや病気 万が一のときにも サポート

老後の保障だけでなく、障害を負ったときや一家の働き手が亡くなったときなど本人や家族の生活をサポートします。

## 老後を支える 終身保障

老齢年金は生きている限り受け取れる一生涯の保障で、老後の生活をサポートします。自分が何歳まで生きるかわからないので、貯金していても不安ですよ…



## 生涯の年金額は 納めた保険料の 約1.5倍

じつは受け取る年金の2分の1は税金からまかなわれています。  
※未納の場合、その税金分も受け取ることができません。

## 意外な

## 年金のメリット

年金は「義務」なので仕方なく払わなければならない、老後のためだけのものというイメージもあります。しかし、別の側面に目を向けてみるとあなたにとっての「良いところ」が見えてくるかもしれません。

## 経済が変動しても 大丈夫!!

物価はどんどん上がるのに、年金額は10年前のままでは生活が苦しくなってしまいます。そのため、物価や賃金の変動に応じて年金の支給額を改定し、年金額の価値を保障しています。

## 納めた保険料は 社会保険料 控除の対象に!

納めた保険料は、確定申告の際に全額が「社会保険料控除」として認められており、税金が安くなります。



市民課 国民年金係  
比嘉 沙希

「若いから関係ない」  
いえ。年金はもしものときにあなたのためになります。

## 資格期間とは

- 国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間
  - 厚生年金保険や共済組合等の加入期間
  - 年金制度に加入してなくても資格期間に加えることができる期間(カラ期間)
- ① 昭和61年3月以前にサラリーマンの配偶者だった期間
  - ② 平成3年3月以前に学生だった期間
  - ③ 海外に住んでいた期間
  - ④ 脱退手当金の支給対象となった期間など

「無年金者」の救済を目指した改正  
国民年金は満20歳から60歳まで保険料を納付することになっていますが、実際に老齢年金をもらうためには25年以上の納付が必要とされてきました。このため、任意加入を含め70歳まで保険料を納付しても、この資格期間の25年を満たさず年金を受け取れない「無年金者」の問題がありました。平成18年の調査では約118万人にのぼると推計されており、今回の制度改正はその救済を目的としています。これにより、新たに年金を受給できる人が約64万人増えることとなります。  
この「10年」はあくまでも資格期間の最低要件であり、誰もが満60歳を迎えるまで年金を納めることが原則となっています。受給できる年金額は、保険料を納めた期間に応じて変わるため、保険料を納めた期間が長ければ長いほど、将来受給できる年金額も高くなります。



新たに保険料を納付すると、年金を受け取れるようになったり、年金額が増えたりします。  
● 任意加入制度  
希望される人は、「60歳から65歳まで」の5年間、国民年金保険料を納めることで65歳から受け取る老齢年金の額を増やすことができます。また、資格期間が10年に満たない人は、最長70歳まで国民年金に任意加入することができます。  
※厚生年金加入中の人は、任意加入できません。  
● 後納制度  
過去5年以内に国民年金保険料の納め忘れがある場合も、申し込みにより保険料を納めることができます(平成30年9月まで)。

## Q. そもそも年金って何?

A. 老後の暮らしをはじめ、事故などで障害を負ったときや、一家の働き手が亡くなったときに、**社会全体で暮らしを支え合うという仕組み**です。  
かつては、子や孫が親と同居家族で助け合っていました。少子化や核家族の影響により各家庭で継続的な仕送りを行うのは困難な状況となっています。そのため、個人の努力では対応しきれないリスクに対して、国民全体で保険料を出し合い、社会全体で支えていくものです。

少子高齢化が進んでも将来にわたり年金制度を持続させるために制度改正が行われているので安心です。



市民課 国民年金係  
大城 さくら

## 年金の種類は3種類!

いずれの給付も受け取りには要件がありますので、市役所国民年金係または年金事務所にご相談ください。

### 老齢年金

65歳以降、終身にわたり受け取ることができます。保険料を納めた期間などにより受け取り額が変わります。



### 障害年金

病気やけがで障がいが残ったとき、障がいの程度に応じて受け取ることができます。



### 遺族年金

生活を支える人(被保険者)が亡くなったとき、ご家族が受け取ることができます。



※亡くなられた方の年金の納付状況、遺族年金を受け取る方の年齢、優先順位などの条件があります。